

広島県告示第百六十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。）第四十九条の規定によって、生活保護法による医療を担当する機関として、次のものを指定した。

令和七年二月二十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
訪問看護ステーション スーブ宮島	廿日市市宮島口東一丁目三番一二号	令和七年一月一日
府中みくまり病院訪問看護ステーション	安芸郡府中町みくまり三丁目一番一一号	令和七年二月一日